

公立大学法人金沢美術工芸大学職員退職手当規程

平成24年3月31日

法人規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員退職手当規程（平成22年法人規程第22号）第27条の規定による職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職金)

第2条 職員の退職手当は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）が職員について、金沢商工会議所との特定退職金共済制度規約（以下「規約」という。）第2条第2項に規定する退職金共済契約に基づき退職時に金沢商工会議所から当該職員に対して法人が納付した当該職員に係る掛金の月額と月数に応じて支払われる退職金とする。

(掛金の月額)

第3条 法人が納付する職員ごとの掛金の月額は、別表に定めるところによる。

(退職金の額の減額)

第4条 理事長は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則第42条及び第43条の規定により同条第4号に規定する懲戒解雇の処分をした職員に係る退職金については、特退共規約に定めるところにより、当該退職金の額の減額を金沢商工会議所に申し出ることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

掛金月額表

職員の給料月額による区分		掛金月額
120,000円未満		4,000円
120,000円以上	130,000円未満	5,000円
130,000円以上	140,000円未満	6,000円
140,000円以上	150,000円未満	7,000円
150,000円以上	160,000円未満	8,000円
160,000円以上	170,000円未満	9,000円
170,000円以上	180,000円未満	10,000円
180,000円以上	190,000円未満	11,000円
190,000円以上	200,000円未満	12,000円
200,000円以上	210,000円未満	13,000円
210,000円以上	220,000円未満	14,000円
220,000円以上	230,000円未満	15,000円
230,000円以上	240,000円未満	16,000円
240,000円以上	250,000円未満	17,000円
250,000円以上	260,000円未満	18,000円
260,000円以上	270,000円未満	19,000円
270,000円以上	280,000円未満	20,000円
280,000円以上	290,000円未満	21,000円
290,000円以上	300,000円未満	22,000円
300,000円以上	310,000円未満	23,000円
310,000円以上	320,000円未満	24,000円
320,000円以上	340,000円未満	25,000円
340,000円以上	360,000円未満	26,000円
360,000円以上	380,000円未満	27,000円
380,000円以上	400,000円未満	28,000円
400,000円以上	420,000円未満	29,000円
420,000円以上		30,000円